

DKP9（道州制を考える企画課プロジェクトチーム）研究報告 ～道州制議論のネクストステージに向けて～

平成25年3月
道州制を考える企画課プロジェクトチーム
(愛知県知事政策局企画課内)

1 道州制議論の課題

平成10年代の半ばから盛んになった平成の道州制議論は、岡山県、神奈川県、北東北3県、北海道、愛知県、広島県といった都道府県や経済団体から提言・報告が相次いだ後、18年2月には、国の第28次地方制度調査会が「道州制のあり方に関する答申」、20年3月に政府の道州制ビジョン懇談会が「中間報告」、同7月には、自民党道州制推進本部が「道州制に関する第3次中間報告」、そして24年7月に道州制推進知事・指定都市市長連合が「地域主権型道州制の基本的な制度設計と実現に向けた工程」を取りまとめるなど、様々な主体により研究・検討が進められてきた。

こうした取組により、基本的な制度論としては、現時点での論点はほぼ出尽くした感があるところであり、今後、実現を目指していくためには、政策論を含め、一步踏み込んだ具体的な検討が必要である。

そのポイントをいくつか挙げると、以下のとおりである。

(道州制のもとでの政策展開・政策効果)

一つ目は、道州制のもとでの政策展開・政策効果である。

これについては、従前から各種研究で意識がなされ、徐々にではあるが研究内容も進化している。特に、道州制推進知事・指定都市市長連合が平成24年11月にまとめた「地域主権型道州制導入の効果」では、各県・市が積極的に事例や意見を出し合い、「道州のスケールメリットを生かした政策の実現」として、「大規模災害等への広域的な対応」をはじめ13の事例を、また、「基礎自治体の役割強化によるきめ細かな施策の実施や住民の利便性向上」の事例として、「地域交通施策の総合的な推進」をはじめ7の事例を整理した。

これらは、各県・市の実態・実情を踏まえ、従来よりも具体的で詳細な整理がなされたものではあるが、それでもまだ抽象度が高い点は否めず、国民・県民がメリットを十分にイメージできるとは言いにくい。

道州制が導入された場合、何人くらいのこういった組織体制で、こういった施策・事業を実施することになり、それにより従前と比べてどのようなメリットが生じるのかといったことを、政策分野ごとに、道州政府職員になったつもりで、具体的に示していく必要があると考える。

実はこれは言うは易く行うは難しであり、現状の制度や施策・事業の内容を熟知するとともに、なにより道州制になった場合の想像力が求められる作業である。道州制を是とする者が、広く知恵を出し合い、チャレンジしていくことが必要である。

なお、その際、施策・事業だけでなく、立法権も大きく道州に移譲されるという前

提のもとで、検討していくことが不可欠である。自治立法権の強化の方策については、これまでさまざまな研究があり、制度論としてはかなり整理がなされている。しかし、これらも、どの程度の立法権が移譲されれば、どのような自治立法が可能となり、それにより今の制度に比べてどの程度効果があるのかという具体的な検討には至っていない。

そうした実態に即した検討が、条例の上書き権で足りるのか、枠組み法化・基本法化なのか、立法権を分割すべきなのか、といったこれまでの制度論に現実味を加えるのではないかと。

また、道州制のもとで、国から真に自立して政策を実行していくためには、道州と市町村の連携が重要である。その際、道州内で真に統一すべき基準や制度については、道州の自治立法が市町村の条例に優先する仕組みを設けないと、道州内で一体的な政策を実行することはできない。そして、そうした強い自治立法権をもつためには、立法権の分割が不可欠ではないだろうか。

立法権の分割には憲法改正が必要であり、実現性が薄いなどと言った理由で既存の研究がやや弱い分野であるが、予断をもつことなくしっかり研究すべきではないかと。

(道州の区域)

二つ目は区域の問題である。

道州の区域について、第28次地方制度調査会の答申では、数都道府県を合わせた区域を基本にするとともに、社会経済的条件に加え、地理的・歴史的・文化的条件を勘案することが必要としている。そのうえで、9道州から13道州までの、3パターンの区域例を示している。

区域は非常にセンシティブな問題であり、どのような目的でどのような権限をもった道州制を導入するかで異なるものであることから、区域の議論を先行させないというのがこれまでの共通認識であった。地方制度調査会が示した3パターンの例でさえ、区域を示したことに大きな批判が寄せられた。

しかし、道州制を具体化していくうえで、区域は避けて通れない問題であり、国民の関心も非常に高いものがある。区域の考え方は百花繚乱、地域の利害もからむ問題であり、議論をしたら収拾がつかなくなる恐れが多分にあるが、議論を始めないことには前には進まない。聖域を設けることなくあらゆる可能性（合理性があれば現在の県の区域を分割することも含め）を研究・検討すべきである。

(とは言え行政による検討には難しい面が多々ある。民間での取組に期待したい。)

(道州内の地域行政、市町村との関係のあり方)

三つ目は、道州内の地域行政、特に市町村との関係のあり方である。

道州制に関する各種提言では、道州制を導入する際には、県の事務をできる限り市町村に移譲することが共通認識となっている。地方分権の拡大という道州制の目的から言えば、当然の帰結ではあるが、このことが、強制的な合併を余儀なくされるのではないかと、市町村、特に小規模町村の疑念を招き、道州制への反対につながっている。

基礎自治体の規模の拡大は、行政能力の拡大等の観点からは望ましいことではあるが、平成の合併を経て、様々な考え方があるなかで、さらなる合併を強引に誘導することは、住民感情にも合わないし、困難であろう。従って、少なくとも道州制導入時においては、現状程度の市町村が存在することを前提に制度を検討すべきである。そのことが、市町村の不安を解消し、道州制への賛成に結びつくと考える。

この点に関しては、愛知県では、16年11月の「分権時代における県の在り方検討委員会報告書」（委員長：昇秀樹名城大学教授）において、道州内の分権を徹底した「顔の見える道州制」という考え方を打ち出している。

これは、道州内における地域行政の単位を「旧の国」とし、道州本庁が実施すべき広域的事務を除き、地域で可能な事務は、旧の国を単位とする道州の地方機関などが担うという考え方である。

これまでの県単位で実施していた事務の多くが、少なくとも旧の国の単位の道州の地方機関、場合によっては市町村といったより住民に近い機関に移るということ象徴して「顔の見える道州制」と名付けた。

この方式によれば、小規模町村についても、道州の地方機関等が補完することにより、存続できると考える。ただし、コストが過大にならないような工夫が必要である。

（税財政制度）

四つ目のポイントは、税財政制度である。

税財政制度については、できる限り自主性・自立性が高い制度を基本とするという方向性は一致しているが、具体の制度のあり方は、道州の範囲や権限が明確にならないと検討が困難である。地域の利害に直結する問題であることも、議論を難しくしている。

しかし、いつまでも先送りできる訳ではなく、いずれ本格的な議論を始める必要があるが、その際、意義ある議論になるよう適切な素材が必要である。道州の範囲や権限の議論がある程度進んだ段階で、仮定を置いたうえではあるが、大胆かつ具体的にシミュレーションすることが必要であろう。

これらは、今後詰めるべき課題のすべてではないが、欠かすことができないものである。もちろん、いかなる道州制を理想とするかで、大きく結論は異なることになるが、理論的な積み上げだけで結論が導きだされるものではない。理想と考える姿を想定した、大胆なシミュレーションが必要な時期にあるのではないか。

2 研究結果の概要

こうした今後の議論の方向を背景に置きつつ、知事政策局企画課では、課内の若手職員を中心に「道州制を考える企画課プロジェクトチーム（DKP9）」を設置。各メンバーが、それぞれ自主的に具体的なテーマを設け、道州制に関する研究を実施した。

研究テーマは、大きくは、道州制の政策効果を考えるもの、道州制のもとでの政策実施のシミュレーションに重きをおくもの、区割りを考えるもの、道州内の地域行政のあり方を考えるものなどに分かれている。

(1) 道州制の下での政策展開・政策効果に関するもの

- ①国際観光振興（インバウンド）における道州制の効果について
- ②「世界と闘える東海州」を目指して～農林水産物の輸出促進～
- ③道州制における防災の効果について
- ④道州制の下での空港について
- ⑤流域で取り組む里地里山の保全と活用
- ⑥道州における「戦略的な道路整備」のための事業評価手法について
- ⑦罪を犯した障害のある人に対する福祉的支援について

(2) 道州の区域に関するもの

- ⑧道州の区域について

(3) 道州内の地域行政に関するもの

- ⑨道州の地方機関（地方庁）のあり方について

各研究結果については、別紙の研究結果の概要をご覧ください。

なお、各研究における道州の区域については、各執筆者がテーマに応じ、最も適切と考える区域を自由に設定したものであり、統一されたものではない。

また、研究内容については、愛知県の公式の見解ではなく、執筆者の個人的な意見が含まれていること、及び今後さらに検討を深めるべき点が多々あることを予めお断りいたします。

この研究が、今後の道州制議論に、僅かでもあれ参考になるようなことがあれば幸いです。

* 「④道州制の下での空港について」は、拠点空港を含めた空港整備・管理が道州政府の権限になると仮定した場合において、空港整備、財源、管理主体、路線設定などについてどう変わるのか（あるいは変わらないのか）を研究したものであるが、さらなる検討を要することから、今回は掲載を差し控えさせていただきます。

* 巻末に、DKP9としての研究のほかに、企画課道州制担当が、「⑩産業振興における道州制の効果について」をテーマに独自に行った研究結果概要についても、併せて掲載します。

国際観光振興（インバウンド）における道州制の効果について

分権・広域連携監 加藤正人

<研究のねらい>

中部州（愛知・岐阜・三重・静岡・長野の中部5県）政府が中心となり、現在国が所管・実施している制度・政策を含めて、国際観光振興に取り組むと仮定した場合に、どのような組織体制で、具体的にどのような施策・事業が実施できるかをシミュレーションする。

<研究結果のあらまし>

1 各県の国際観光振興の取組

- ・各県とも、観光振興を担当する専門の課室を、1ないし複数設け、20名～40程度の職員を配置（5県合わせた職員数は約150名）
- ・またプロモーション活動をはじめ、国際観光振興に関する多様な事業を実施。事業費には幅（約2千万円～9千万円）があるものの、アジアをターゲットにするなど、事業の内容はかなり共通
- ・これらの取組は、県が主体となって実施する限り、県内の誘客の増加を目標とすることは当然であるが、予算的、人力的に（県レベルでは）限られた取組が重複・競合することにより、地域全体からみれば力が分散する面も

2 中部地域における広域観光振興の取組

- ・中部9県及び東海4県の枠組みで、広域の観光振興に取り組んでおり、それぞれに一定の成果。特に、平成24年からスタートした昇龍道プロジェクトは、コンセプトやタイミングの妙もあり、中心的取組に
- ・一方で、類似する広域組織の重複、国・県の役割分担の重複、組織内での調整の手間やコストなど、広域的取組の課題や限界も指摘される

（参考）主な広域観光推進組織

＊中部広域観光推進協議会（平成17年10月設立）

中部9県3政令市、経済団体、観光関係団体、交通関連会社等

＊東海地区外国人観光客誘致促進協議会（平成10年6月設立）

東海4県、加盟34市町村、7団体

＊昇龍道プロジェクト推進協議会（平成24年3月設立）

中部北陸9県の国の機関、自治体、経済団体、観光団体、民間企業等

3 中部州の体制・取組（シミュレーション）

（1）組織と所掌事務

【中部州観光局】

- ・観光政策課：観光振興基本条例、基本計画、観光統計、観光白書等
- ・国際観光課：ビジットCHUBUキャンペーン等
- ・国内観光課：国内プロモーション等
- ・観光地域振興課：魅力ある観光地づくりの推進等
- ・観光産業課：旅行業、宿泊業の振興等

→仮に、各課10名ずつ、県単位（仮）での州地方機関に各10名を配置すると、合計100名の体制（これが最少）

（2）国際観光振興の具体的取組例

【ビジットCHUBUキャンペーンの推進】

- ・中部州内には、名古屋、高山・白川郷、伊勢・志摩、富士山、日本アルプスなど日本を代表する観光地が存在。セントレアを玄関口に、これらを組み合わせた周遊型または滞在型の魅力ある観光プランを造成
- ・VISIT CHUBUの旗印のもとで、州ならではの大規模なプロモーションなどにより海外に強力にPR

【魅力ある観光地づくり総合支援事業・総合交付金】

- ・地域の主体的な観光地づくりを、縦割りではなく総合的に支援するため、魅力ある観光地づくり総合支援事業を創設
- ・「国際型」と「地域型」の2種とし、国際型は提案を受けて、地域と共同で計画を策定。計画事業に対し、州事業の優先実施や使途に制約のない交付金を交付。地域型は、地域の事業計画を尊重し、認定した計画に対し、交付金を交付

【観光人材育成ネットワークの形成】

- ・観光に携わる多種多様な人材の育成を図るため、まずは、州において、人材の現状や育成のための課題と方策を調査・研究し、観光人材育成戦略を策定
- ・観光に関する研究・教育機関の誘致・設置を検討するとともに、当該機関を中核とした、観光人材育成のためのネットワークを創設し、行政、民間企業、教育機関等が役割分担をしながら、戦略的かつきめ細かい人材育成の取組実施

【ホスピタリティーあふれる中部州づくり】

- ・移動・乗り換えの利便性の向上、宿泊施設の質の向上、語学力や親切度の上など、多様な観点から、外国人観光客に対するホスピタリティーの向上を計画的に実施
- ・移動、乗り換えについては、州内の主要なルート・ポイントを点検し、統一した基準のもとで、必要な対策を実施
- ・宿泊施設については、登録ホテル・旅館制度の効果や課題等を検証するとともに、州独自の登録制度や海外の格付け機関への登録支援、外国人目線からみた宿泊施設のサービス水準の情報提供などを含め、実効性のより高い制度を検討・実施

「世界と闘える東海州」を目指して～農林水産物の輸出促進～

企画第一グループ 丸山実博

<研究のねらい>

道州政府が主体となって農林水産物の輸出促進に取り組む場合の方策等を整理するとともに、その一つとして、テーマ性をもって域内の多様な農林水産物や食品及び食文化をパッケージ化するなどして、日本食のパッケージ輸出の可能性を検討する。

<研究結果のあらまし>

1 農林水産物・食品の輸出の現状と課題

(現状)

- ・日本の農林水産物・食品の輸出額は、日本食ブームやアジア諸国の経済発展などにより順調に増加し、平成 19 年には 5,000 億円を超えた。しかし、平成 20 年後半からの世界的不況や円高、さらには平成 23 年に発生した福島第一原発事故等の影響により、減少又は横ばい傾向で、平成 23 年以降は 4,500 億円程度で推移している。
- ・また、平成 24 年の内訳では、加工食品と水産物が約 6 割 (2,502 億円) を占め、農産物の代表例では牛肉と緑茶が約 50 億円、りんごが 33 億円程度となっている。
- ・愛知県の農産物の輸出は、平成 17 年から青果物を中心に取り組んでいるが、お茶を除きテスト輸出に止まっている。
- ・また、都道府県別のデータがないため、詳細は把握していないが、静岡県、岐阜県、三重県でも農産物等を中心とした輸出を実施している。

(課題)

各都道府県では、農林水産物等の輸出を推進しているものの、緑茶や牛肉、りんご等を除き、テスト輸出に止まることが多いため、継続的な輸出に繋がる取組が必要である。

2 国の農林水産物・食品輸出の取組

- ・農林水産物・食品の輸出額を平成 32 年までに 1 兆円水準とすることを目標としている。
- ・目標を達成するための戦略として、「①原発事故の影響の対応②国家戦略的マーケティング③ビジネスとしての輸出を支える仕組みづくり④確かな安全性・品質確保と貿易実務上のリスク等への的確な対応⑤海外での日本の食文化の発信」を掲げ (平成 23 年 11 月 農林水産物・食品輸出戦略検討会とりまとめより)、農林水産省食料

産業局輸出促進グループにおいて推進している。

- ・平成 25 年度国予算額 1755 百万円【H24 年度：1,053 百万円】

(主な事業)

- ・輸出倍増プロジェクト：JETRO との連携を強化して、輸出に取り組む事業者の発掘や商談支援をサポート
- ・ミラノ国際博覧会出展：「食」がテーマの博覧会に日本館として出展など

3 各県の農林水産物・食品輸出の取組

- ・愛知県では、平成 24 年に「農林水産業国際競争力強化センター」を設立し、関係機関・団体と連携しながら、輸出方策の検討や海外における「愛知フェア」の実施など、輸出に関する総合的な取組を行い、世界を視野に入れた農林水産物の需要拡大を目指している。
- ・静岡県、岐阜県、三重県では、輸出を専門に推進するセンター等は設置していないが、地域ブランドの推進や食品流通を所管している課室において研究会や協議会などを設置し、官民一体となって輸出に向けた取組を推進している。

4 道州制のもとでの農林水産物・食品輸出の取組

- ・道州制のもとでは、国の輸出戦略のうち、②国家戦略的マーケティング③ビジネスとしての輸出を支える仕組みづくり⑤海外での日本の食文化の発信について、道州政府がその地域の特性を活かしながら主体性を持って実施することが可能であり、また、メリットも高いと考えられる。

《輸出戦略を道州政府が取り組むメリット》

- ・州内全体から魅力ある多くの品目を取りそろえることが可能であるため、海外でのフェアや見本市における PR 効果が高くなる。
- ・食文化は、地域に根ざしたものであるため、地域から遠く縦割りの強い国が実施することと比較して、より効果の高い食文化の発信が可能となる。 など
- ・こうした強みを活かし、輸出促進のひとつの取組として、日本食をパッケージで輸出することを検討する。

5 日本食のパッケージ輸出

(基本的な考え方)

パッケージを考えるにあたり、単に道州内の特産品を集めるのではなく、テーマやストーリー性を持ったパッケージとしていく。

(パッケージの例)

- ・食文化パッケージ (お茶、味噌・醤油、定食、漬物、晩酌 など)
- ・東海州絶品パッケージ (各県を代表するブランド品 など)
- ・地域ごとのパッケージ (流域、山、海などをテーマにしたパッケージ) など

(効果と課題)

農林水産物や食品のパッケージ輸出は、海外における日本の食文化への理解を深め、継続的な購買につながるとともに、日本食を求める観光客の増加が期待される。一方で、国家間における食品衛生分野での基準の違いや関税率など、多くの品目を輸出できるようになるには、国レベルでの協議も必要である。

道州制における防災の効果について

企画第二グループ 浅野健太郎

<研究のねらい>

東日本大震災に象徴されるような大規模災害が発生し、日本各地で甚大な被害をもたらしている。また、今後、南海トラフ地震が発生するようなことになれば、県境を越えた広範囲にわたる被害がもたらされると想定されるとともに、首都直下型地震が発生した場合には政治経済の中心地である首都圏の壊滅が想定されている。

このような大規模災害が発生した場合、道州制の下で従来の道府県単位では難しい大規模災害対応、被災地支援が効果的に実施されることが期待される。道州制下での防災の取組について検討する。

<研究結果のあらまし>

1 過去の災害からの教訓

- 大都市における直下型地震への対応 【阪神・淡路大震災（H7.1.17）】
 - ◆都市機能の喪失、甚大な被害と救出救助の遅れ
 - ⇒迅速な災害対応と広域支援の必要性
- 過疎地域における地震災害への対応 【新潟県中越地震（H16.10.23）、岩手・宮城内陸地震（H20.6.14）】
 - ◆インフラ寸断による支援等の遅れ
 - ⇒孤立集落への対応の必要性
- 想定を超える巨大地震・巨大津波への対応 【東日本大震災（H23.3.11）】
 - ◆情報収集力の崩壊、首都機能の一時的な喪失・混乱による支援の遅れ
 - ⇒情報の一元化、首都機能のバックアップ
 - ◆道路交通網の寸断
 - ⇒空からの支援、インフラのリダンダンシー

2 現行の取組

（1）各県の体制

- 各県とも部長級以上をトップとする防災専門の部署を設置
- 各県で地域防災計画を策定しており、この計画を核とした防災体制を構築（市町村も同じ）

（2）東海地域における広域での主な取組

- 中部9県1市広域災害応援連絡協議会（平成7年11月設立）
 - ・構成県市：富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市
 - ・概要：大規模災害発生時に備え、9県1市で相互応援に関する協定を締結

- 東海四県三市防災・危機管理に関する連絡会議（平成23年10月設立）
 - ・構成県市：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、名古屋市、静岡市、浜松市
 - ・概要：平常時から情報収集、情報交換等を行い、相互に連携を保ちつつ、防災・危機管理対策の推進など
- 南海トラフ巨大地震対策協議会の中中部ブロック協議会（平成24年7月設立）
 - ・構成県市等：内閣府、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、長野県、滋賀県、名古屋市、静岡市、浜松市、国の地方支分局、経済団体等
 - ・概要：各機関の対策及び計画の問題及び脆弱点の洗い出し、施策の調整及び整合、訓練による連携体制の検証、国等に対する要望等の提出など

（3）課題

- 防災計画は県単位で作成されており、広域災害に対する一体的な備えが取りにくい（現行は主に災害対応応援協定の範囲内でカバー）
- 道路・河川等防災関連インフラの整備・管理は国や各県等が行っており、災害時の応急対策、復旧についても主体が分かれる
- 情報が一元化されていない為、災害時に災害が甚大な地域への重点的な対応、支援の集約等に時間を要する など

3 道州における取組

（1）発災前

- 道州での防災計画の作成
 - 南海トラフ巨大地震対策を始めとする、州全域に影響が及ぶような大規模災害を想定した防災計画を作成（併せて道州の地方庁単位の地域計画を作成）
- 広域防災インフラの整備・管理等
 - 道路・河川等の広域防災関連インフラの整備・管理、防災拠点・広域避難所の整備・運用、防災ヘリ等の防災資機材の整備・運用、生活物資、災害対応用の燃料等備蓄の確保を道州の権限で効果的に実施
- 道州での訓練の実施
 - 広域災害に対応した訓練を州が中心となり定期的実施

（2）発災害時

- 大規模災害時には、道州災害対策本部の下で情報を一元化し、迅速・強力に対応
 - ・道州知事をトップとする道州災害対策本部を設置。緊急事態の専門組織が運営を行い、情報を本部に集約
 - ・道州知事の総合的な指揮の下、道州の権限に属する事項（国道や河川はほぼ全て道州の権限に）はもとより、市町村、消防、自衛隊、医療機関等と密接に連携しながら迅速な対策を実施
 - ・道州全体の被害状況を勘案しながら、被害の大きい地域への重点的な取り組みなど、効果の高い対策を実施
 - ・他地域からの応援についても、情報や窓口を一元化

※なお、道州内の地域的な災害については、主に道州の地方庁の災害対策本部が担うこととする

流域で取り組む里地里山の保全と活用

広域連携グループ 松永亜紀

<研究のねらい>

国土の約4割を占める里地里山は、各地のふるさとの「原風景」であり、長年にわたる自然と人のかかわりにより培われた伝統的生活・文化の場であるだけでなく、生物多様性の保全や、水源の涵養、土砂流出の防止など国土保全機能も担ってきた。しかし、近年、開発による荒廃、農山村地域では過疎化など人間活動の縮小が進行することによりこうした機能が低下し、里地里山の保全と活用が課題となっている。

ここでは、水源地域と下流域の連携・協力の促進による人・もの・金の循環の創出・活発化に焦点をあて、道州制下における県境を越えた里地里山の保全活用のあり方を検討する。

<研究結果のあらまし>

1 国及び中部5県における取組

国の取組

- ・全国的なモニタリング、計画や手引きの作成、SATOYAMA イニシアティブによる特徴的な取組事例に関する情報発信、普及啓発など、取組基盤の整備や地域の取組を促進するための支援を主とする。

⇒地域が主体となり、行政・企業・NPO等様々な主体が協働し、その特性に応じて取り組むことが基本

中部5県の取組

- ・各県で、整備地域や行動計画・自然保護活動の認定、指導者の養成など、里山の保全・利用の促進に係る条例が制定されている。

- ・本県では、「あいち森と緑づくり税」による県民税均等割の超過課税で得られた収納相当額を基金に積み立て、森林や里山林、都市の緑の整備、保全等に活用。

⇒各県に里地里山の保全活用に関する条例や施策があるが、内容はまちまち。地域特性に応じたものであることは重要だが、条例中の財源（税等）に関する規程の有無などは、実効性に差を生みかねない

2 木曾川水系(*)における上下流連携・交流の取組

* 長野県、岐阜県、愛知県、三重県の一部

- ・中部地方整備局（国）主導の協議会や基金、流域町村の広域連合による取組など行政が中心となっているものの他、民間（NPO）によるものもあり、幅広い主体が取り組んでいる。

⇒しかし、総合窓口となるような機関がなく、組織間の連携、情報共有が十分に行われているとは言い難い。また、市民レベルの活動組織では、過疎化による参加者の減少や運営資金の不足による存続への不安を抱えている団体もある。組織同士の連携、行政との協働により、より効率的な組織運営、効果的な施策展開が期待できる。

《取組例》

(財)木曾三川水源地域対策基金（S52.9 設立）

国、岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市

木曾広域交流事業基幹委員会上下流交流実行委員会（木曾広域連合広域振興課内）（H17.11 設立）
長野県木曾地域（木曾町、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村）

NPO 法人 木曾川・水の始発駅（H22.3 設立）

3 道州制下での上下流連携・交流の促進による里地里山の保全活用（イメージ）

☆基礎自治体、企業、NPO など各主体の協働による地域ごとの取組が基本

州政府の体制と役割 ※ここでは、州のエリアは断定していない。

- ・中部州（仮称）政府に、部局横断的な水系ごとの委員会「〇〇流域委員会」を設置。委員会では、里地里山の保全など自然環境に関するだけでなく、教育、福祉、防災、土木など流域全体の様々なテーマを扱う。
- ・委員会は、流域全体の総合調整機能を担うとともに、基礎自治体や民間による活動の支援、コーディネートを行う。

市町村境、県境を越えた協議会や広域連合より、機動性に富んだ柔軟な対応に期待。

流域委員会における里地里山保全のための具体的な取組

▶ 流域交流ステーションの管理・運営

- ・流域の里地里山の保全に関する取組を紹介したり、関係者・団体間で意見交換ができるサイトを作成、管理・運営を行う。
- ・各組織・団体の活動状況や課題を把握し、既存組織への加入を求める個人や団体のマッチング、新たな取組を始めようとする団体への情報提供などを行う。

▶ 流域内相互支援補助事業：流域“お互い様”事業

- ・一定期間、農山村地域の空き家や耕作放棄地を一定期間州政府が借上げ、流域内の移住者や新たに農林業に従事する個人・団体に無償貸与する。
- ・農業・林業生産物の製造や都市部にける利活用・販売促進に寄与する個人・団体の認定、運営資金の補助などを行う。

里地里山の維持活用に資する取組の促進、流域内の人・もの・金の循環の創出。

その他

▶ メディアと連携した一体感の形成

- ・新聞、テレビ等のメディアと連携し、新聞紙面に「流域版」ページを設ける、「流域ニュース」番組を放送するなど情報発信を行い、上下流地域の相互理解や一体感の形成を促進する。

道州における「戦略的な道路整備」のための事業評価手法について

企画第三グループ 横山 渡

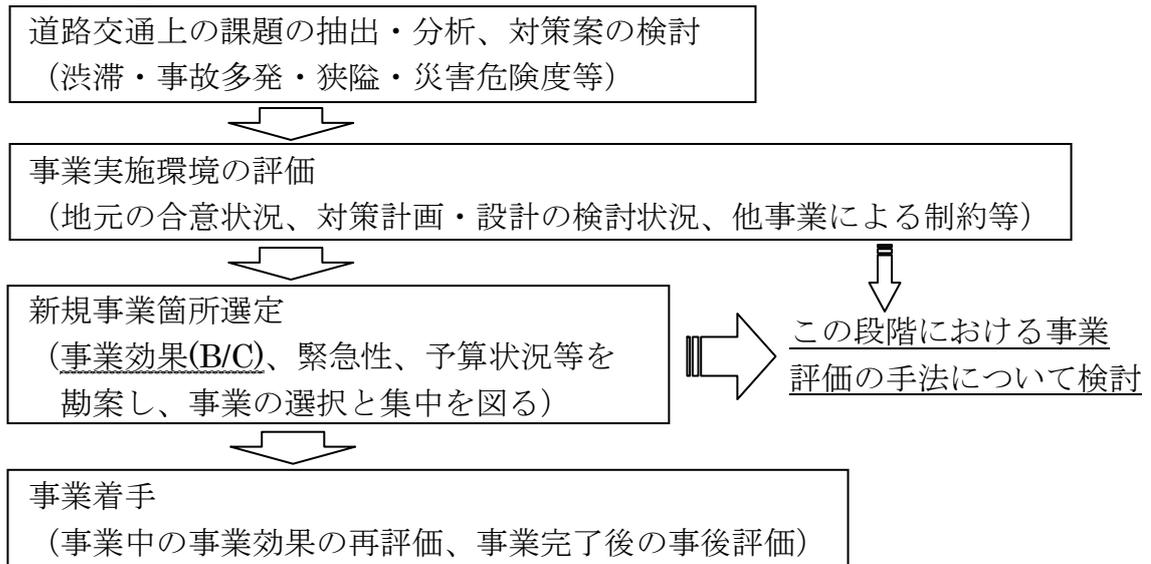
<研究のねらい>

昨今の厳しい道路予算状況のなか、事業の箇所選定方法を統一し、道州の多様な地域性を踏まえた戦略的でスピード感を持ち、かつ公平性のある道路整備を目指す。

具体的には、都市部・地方部・山間部など道州の様々な地域の事業候補箇所の選定にあたり、より優先度の高い事業へ選択と集中を図るため、事業の効果を客観的かつ総合的に評価する手法について検討する。

<研究結果のあらまし>

1 事業箇所選定フロー



2 事業評価の現状と課題

- ・ 国が定めた評価手法 (B/C: 3 便益/コスト※) を基本としつつ、近年は、自治体によって独自の評価指標を (試行的に) 追加している事例がある。

※3 便益: 走行時間短縮、走行経費減少、交通事故減少の効果を貨幣価値換算

- ・ 従来の評価手法は、渋滞の激しい都市部などが高評価となり、交通量の少ない地方の暮らしを支える道路などは評価が低くなる性質のもの。
- ・ 元々、道路の果たす役割は多種・多様であり、さらに多様性に富んだ道州区域においては、より客観的でバランスのとれた総合的な評価手法の導入が必要。
- ・ 自立分散型の地域づくりを進める観点からも、同手法の導入が求められる。

3 選択と集中の基準

- ・社会資本整備重点計画（H24. 8. 31 閣議決定）における重点目標
災害リスク低減、国際競争力強化、持続可能な国土づくりなど
- ・「これからの社会資本整備の考え方」（愛知県建設部方針：H22. 4）
 真に必要な社会資本分野 安心・安全、連携力・地域力・魅力、環境

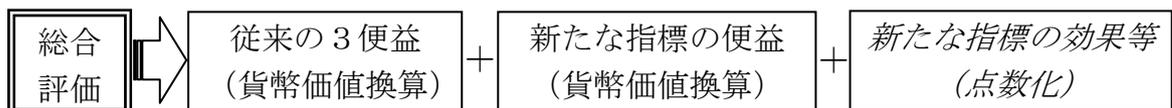
事業評価
指標に組
み入れて
いくべき
要素

4 事業評価スキーム

- ・従来の評価（3 便益）に加え、新たな指標を用いて評価を行っている全国事例等を収集し、総合的な評価として考えられる主な指標を以下にまとめた。

分野	指標
防災	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害（土砂災害、異常気象等）による通行止め解消 ➢ 冬期の積雪・凍結による速度低下抑制
国際競争力 連携力・地域力・魅力	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 物流拠点・生産拠点への定時制確保 ➢ 観光地等へのアクセス改善や景観の向上
安心・安全 暮らし	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自歩道設置等による歩行者、自転車の安全性向上 ➢ 医療機関へのアクセス改善による救急救命率上昇
環境	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境負荷低減（排出ガス抑制、騒音レベル低減）
緊急度	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 早期に整備をしないと著しい損失が懸念されるか （災害、産業基盤、安心・安全、環境の各分野での損失）
スピード感	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業実施環境 （地元合意形成状況、設計条件クリア、工事の難易度等）

⇒ これら新たな指標には、貨幣価値換算が可能な指標とそうでないものがあるため、貨幣価値換算が困難な指標については指標毎に点数化し総合評価。



5 総合的な事業評価手法の効果と課題

効果	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な評価により、道州内の多様なニーズに対応可能。 ・交通量が少ない地方の道路においても、地域力強化や生活の安全・安心を図るなどの真に必要な道路整備が可能となる。 ・従来のB/Cが同等の複数の事業であっても、総合的な評価を加えることで、より優先度の高い事業を選定することが可能となる。 ・道州内の多様な事業要望に対するアカウンタビリティーの確保。 	<ul style="list-style-type: none"> ・貨幣価値換算手法や点数配分（重み付け）の妥当性の検証が必要。

6 長期的な課題

今後、人口減少・高齢化や社会資本ストックの老朽化が急速に進展するなかにおいて、道州区域の国際競争力や活力を維持・強化していくためには、都市部においてはコンパクトシティ化、過疎地域では集落の集約・統合などを進め、ストック全体のコンパクト化を図っていく必要がある。このため、既存ストックの維持・更新においても優先順位づけを適切に行う評価システムの構築が求められる。

罪を犯した障害のある人に対する福祉的支援について

地方分権グループ 嶋田有希子

<研究のねらい>

知的障害や発達障害のある人は、その特性から単なる懲役刑では反省を促し再犯を防止する効果が薄いとされており、こうした人の再犯防止・社会復帰には、福祉的な視点からの支援が必要である。罪を犯した障害のある人に対する福祉的支援について、道州の担うべき役割を検討する。

<研究結果のあらまし>

1 現行の取組

(1) 現状

- ・ 新規受刑者に占める知的障害のある人の割合は、約 25%
- ・ 満期出所後の帰住予定先に「その他」「未定・不詳」が多く、再犯までの期間が短い。

⇒ 福祉サービスを受けられないために、軽微な犯罪を繰り返す悪循環

[課題・問題点]

- ・ 警察・検察での取り調べや裁判における支援体制が確立されていない。
- ・ 矯正施設において、障害の特性に応じた処遇・訓練が必要。
- ・ 司法と福祉の連携が弱く、出所時に適切な福祉的支援を受けられない。
(→H21 以降、下記(2)を始め施策が検討・実施され始めている)

(2) 都道府県における現行の取組

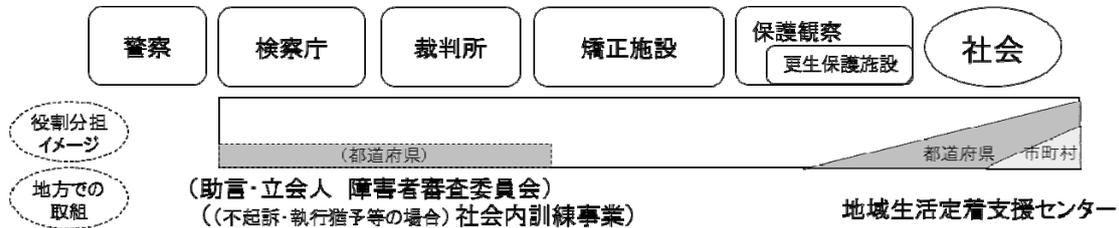
- ・ 保護観察所と協働して、矯正施設退所後の帰住地の調整や福祉サービスの利用の支援等を行う**地域生活定着支援センター**を各都道府県に設置
* 本県では、H22.4 に NPO 法人に委託して設置 (名古屋市中村区)。

(3) 長崎県を中心とした先進的取組

- ・ 助言・立会人：地域生活定着支援センターが推薦。検察等からの要請に応じて、取調べに立会い、警察・検察官との間で通訳的役割を果たす。
- ・ 障害者審査委員会：保健・医療・福祉の専門家により構成される。弁護士、検察等からの依頼に基づき、障害の程度・特性、必要な支援等の起訴前調査を実施し報告。検察は、報告を参考に刑事処分を検討。

- ・ 社会内訓練事業：不起訴処分又は執行猶予となった知的障害者等で、福祉的サポートが必要な人を、福祉事業所で受け入れて更生支援を実施（地域生活定着支援センターがコーディネート）。

[刑事司法の流れと役割分担のイメージ（現行）]



2 道州制下における取組のイメージ

取調べ段階から地域生活まで、一貫して福祉的視点からの支援を行う。

○ 検察・裁判への関わり

検察や裁判等の司法に関する部分は、道州制下においても国の責任において実施すべきだが、道州は福祉的な視点から支援を行う（現在先進的に実施されている「助言・立会人」「障害者審査委員会」（1-(3)）を参照）。

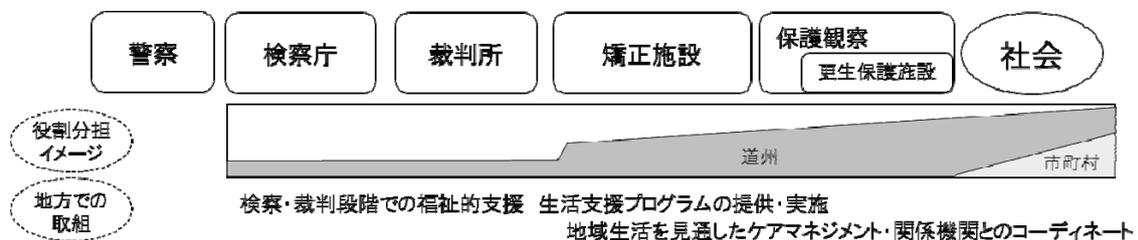
○ 受刑者に対する生活訓練（不起訴・執行猶予処分となった者を含む）

- ・ 障害の特性に応じ、退所後の地域生活や就労を見通した生活訓練プログラムの提供・実施。
- ・ 矯正施設入所時から退所後を見通したケアマネジメント（関係機関とのコーディネート）。

* 訓練は矯正施設内で実施するほか、道州による専門施設の設置、道州のコーディネートによる民間事業所への委託等、様々な実施方法が考えられる。

⇒ 最終目標である地域生活の支援を担うのは地方であり、道州が、各個人の障害の特性や成育歴、取調べからの経緯等を把握し、一貫して福祉的視点からの支援を行うことで、安定した地域生活（＝再犯防止）につなげることができる。

[刑事司法の流れと役割分担のイメージ（道州制下）]



こうした支援は…

- 福祉・司法等、総合的な知識が必要であり、**高い専門性**が求められる。
- 国の責任で行う**司法との一体性**が非常に強い。
- 日常的なサービスを提供する**市町村へつなぐ**ことが必要。

⇒ **道州で実施することが望ましい**

道州の区域について

企画第一グループ 服部秀一

<研究のねらい>

道州の区域については、社会経済や地理・歴史・文化的な一体性を勘案して決定すべきであることが、ほぼ共通した認識となっている。今回の研究は、各種団体の区割り案とともに、愛知県と他県の結びつきについて、統計等のデータを客観的に整理するものである。

<研究結果のあらまし>

1 政府の過去の区割り例について

- ・道州制（又はこれに類する制度）についての検討は古くから行われており、区割り例も示されてきた。もっとも新しいものである第28次地方制度調査会では、道州制の区域については様々な考え方があるとした上で、各府省の地方支部局の管轄区域に準拠した区割りを例示している。

(参考1) 区割り例

- 昭和2年 行政制度審議会の全国を6州の行政区画に分ける例
 - ・「名古屋州」（富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重）
- 昭和32年 第4次地方制度調査会の全国を7から9の「地方」に分ける例
 - ・7、8地方の場合 ※名称は特になし（富山、石川、岐阜、静岡、愛知、三重）
 - ・9地方の場合 ※名称は特になし（岐阜、静岡、愛知、三重）
- 平成18年 第28次地方制度調査会の全国を9、11、13の道州に分ける例
 - ・9道州「中部州」（富山、石川、岐阜、愛知、三重）
 - ・11、13道州「東海州」（岐阜、静岡、愛知、三重）

2 当地域における民間企業の管轄範囲について

- ・民間企業の支店の管轄についてみると、岐阜、愛知、三重の3県は同じ事務所等で管轄している（静岡も入るケースが多い）。

(参考2) 管轄範囲の例

- NTT ドコモ東海（岐阜、静岡、愛知、三重）、日本銀行名古屋支店（岐阜、愛知、三重）、
- JR 東海（岐阜、静岡、愛知、三重 ※同一県内で管轄が分かれる場合があるため県庁所在地）、
- 中部電力（長野、岐阜、静岡、愛知、三重 ※同上）

(参考 3) 企業の本店支店設置状況

- ・総務省「平成 21 年経済センサス」によれば、県外に本社を持つ事業所を母数として、何県に本社があるのかという割合をみると、岐阜に事業所がある企業のうち、愛知に本社がある企業は 42.6%を占めている。
- ・三重は 26.8%、静岡では 17.1%となっている（長野及び北陸 3 県では 7~9%台）。

3 各県相互の人口流動について

- ・平成 22 年国勢調査の通勤・通学による人口流動の各県別割合をみると、岐阜、三重、静岡の 3 県は愛知へ通勤・通学する割合が高くなっており、他県へ通勤・通学する人口のうち、岐阜で 93.3%、三重では 68.4%、静岡では 30.7%を愛知が占めている（長野は 7.7%、北陸 3 県では 2~4%台）。
- ・これを愛知県側からみると、愛知県へ県外から通勤・通学する人口のうち、岐阜からの割合が 63.4%、三重 23.2%、静岡 6.1%となっている（長野及び北陸 3 県はそれぞれ 1%以下）。

4 各種団体の道州制についての調査結果

(1) 中部経済連合による道州制の意識調査について

- ・平成 21 年 11 月に公表された調査¹をみると、中部州が適当という回答が 72%占めているが、長野や静岡では関東州と回答する割合が高くなる傾向がある。

(2) 共立総合研究所の区割り試案について

- ・国勢調査と市郡別の新聞購読シェアの統計データ²から、市町村を最小単位とした区割りで、岐阜、愛知の全域と、伊賀地域・熊野地域を除く三重、大井川以西の静岡、長野の飯伊地域・木曾地域でひとかたまりの東海州を提案している。

5 まとめ

- ・現在の県単位ごとのデータを整理すると、岐阜、三重において愛知と結びつきが非常に強く、次いで静岡となっている。
- ・長野は一部地域において、愛知との結びつきが想定されるが県全体のデータとしては強いとは言えない。
- ・今回は十分な研究に至らなかったが、より柔軟に区割りを検討するためには、県単位だけではなく、市町村単位での結びつきを観点に分析していくことも重要である。

¹ 中部経済連合が 5 県（長野、岐阜、静岡、愛知、三重）の自治体首長や企業の代表者等を対象に、道州制に関する認識度合いや、国と地方の役割分担などの基本的な制度設計に関する事柄等についてのアンケートを行ったもの。アンケートの設問である「道州制が導入された場合にどの州に属するのが適当か」という結果について引用をした。

² 共立総合研究所の江口忍氏が平成 12 年国勢調査の「5 年前の常住市町村別の所在地」のデータ及び日本 ABC 協会の「新聞発行社レポート・市郡別部数表（2009 年 4 月）」のデータから東海と関東（または関西）のどちらと結びつきが強いかを分析を行った。

道州の地方機関（地方庁）のあり方について

地方分権グループ 加藤裕也

<研究のねらい>

道州制においては、道州という今までよりも区域の大きい自治体・政府ができることで、道州が住民・市町村から遠い役所となり、自治が後退するのではないかとの懸念が存在する。道州内の地域分権が徹底されるべきことは当然であるが、その手段の一つとして、東三河県庁をモデルに道州の地方機関（地方庁）は、どのような姿となるべきかを考える。

<研究結果のあらまし>

1 はじめに

【道州の地方機関に関する国等の提言】

- ・ 第 28 次地方制度調査会答申、自民党道州制推進本部中間報告、道州制推進知事・指定都市市長連合の基本的な制度設計などの道州制に係る提言の内容によると、
 - ・ 現在の都道府県の権限を大幅に市町村へ移譲するのが原則
 - ・ 道州と市町村の二層構造が原則
 - ・ 道州の判断により、場合によっては、旧都道府県単位の地方機関を設置
- ・ 道州の地方機関の役割や権限は、ほとんど触れられておらず、明確ではない。

【愛知県の提言】

- ・ 「分権時代における県の在り方検討委員会」報告書（平成 16 年 11 月）の中で、「旧の国」を地方機関等の単位とし、道州内分権を徹底した「顔の見える道州制」を提言

【東三河県庁】

- ・ 東三河県庁は、現行の都道府県制度の中での地域分権であるが、「東三河のことは東三河で決める」というコンセプトやその取組み内容は道州制の下での分権と共通
- ⇒ 東三河県庁の取組や課題を検証することにより、道州制が実現した場合における地方機関のあり方を考えることとする。

2 東三河県庁について

【ねらい】

- ・ 東三河地域の振興を今後の愛知県全体のさらなる飛躍に向けた大きな柱とする。
- ・ 地域資源を活かした振興施策推進の仕組みとして「東三河県庁」を位置づける。

【組織】

- ・東三河県庁は「東三河担当副知事を本部長とする」東三河地域におけるネットワーク型推進組織
- ・核となる行政機関として東三河総局を新設 → 東三河の振興施策推進の司令塔として、政策立案機能や総合調整機能をもった東三河総局企画調整部企画調整課を新設
- ・県、市町村、民間組織等の協議の場として東三河ビジョン協議会を設置

【機能・権限】

- ・東三河振興ビジョンの策定・推進
- ・本庁機能の一部移管 → 現場において総合的・自主的な対応が図られるよう機能強化：林業振興、港湾振興、山村振興、市町村行財政支援
- ・許認可権限の移譲 → 地域に密接に関わる権限 20 項目 108 事務を移譲

○以上を総合すると、東三河県庁の特徴として、

- ①副知事を置き、部局の枠を超えた総合調整が図れること、
 - ②地域づくりの企画立案機能を持つこと、
 - ③本庁機能の一部を担うこと、
 - ④市町村や民間組織と一体となって地域振興に取り組んでいること
- の4つが挙げられる。

3 道州における地方機関（地方庁）のあり方

- ・コンセプト、組織体制、市町村との関係の面では、東三河県庁は示唆に富む。
- ・一方、権限については、道州制における地方庁とは、大きな差が想定される。
- ・道州の権限について、どれだけを地方庁が担うのは困難な検討であるが、政令指定都市と同等の役割を地域が担うと仮定することができるのではないか。
- ・さらに、東三河県庁には財源が付与されていないが、道州の地方庁は、交付金等による一般財源を持つことが必要である。
- ・こうした点を前提に、道州制の下で、仮に、東三河地域の単位で地方庁が設置されるとした場合の東三河地方庁の概要を大胆に想定した。

○名称：東海州東三河地方庁 ○地方庁長：道州の副知事クラス

○組織：道州本庁組織に準じつつ一部統合した部門を設置

→ 企画総務部、健康福祉部、産業労働部、農林環境部、建設部、教育部等

○事務事業：各部門が企画調整機能を有し、本庁マター以外は、企画立案、調整から実施まで地方庁で一貫して実施

(道路行政の例)

- ・計画：本庁（但し、地方庁内完結路線は地方庁） ・路線認定：本庁
- ・道路区域の決定：地方庁 ・建設及び維持管理：地方庁

(労働行政の例)

- ・職業能力開発：計画は本庁、実施運営は地方庁
- ・職業紹介：地方庁が、能力開発部門、産業振興部門、教育部門、市町村の福祉部門等と連携して実施（場合によっては地方庁の分室を市町村役場に置く）

○予算：道州本庁予算と地方庁への総合交付金（場合によっては部門ごとに括った交付金）

○民意の反映：要検討だが、一案として、計画策定・推進等主要な事項について、地域の代表者や公募委員等からなる協議会において意見を聴く仕組み

産業振興における道州制の効果について

広域連携グループ主幹 水野達也

＜研究のねらい＞

中部州（愛知、岐阜、三重、富山、石川の中部5県）政府が中心となり、現在国が所管・実施している制度・政策を含めて、産業振興、特に、①企業誘致、②先端産業・新産業の振興、に取り組むと仮定した場合に、どのような組織体制で、具体的にどのような施策・事業が実施できるかをシミュレーションする。

＜研究結果のあらまし＞

1 各県の産業振興（企業誘致／先端産業・新産業振興）の取組

- ・「企業誘致」に関しては、各県において、担当課（職員数：7人～28人）を設けるとともに、東京や大阪等の事務所において、企業誘致に取り組んでいる。また、愛知県には、企業用地の造成事業を行う企業庁がある。
- ・企業誘致のための事業としては、進出企業に対する立地補助金をはじめ、企業向けセミナーの開催等による立地環境のPR、立地可能な工業用地等の情報提供・発信などが、概ね各県に共通したものとして実施されている。企業誘致に関しては、各県は競争的な関係となるが、それぞれの県が単独でPR等を行うには、知名度や迫りに欠ける場合もあるなど、地域の広がりや予算的、人力的に限られた取組が個別に行われることにより、地域全体から見れば、力が分散していると捉えることもできる。
- ・「先端産業・新産業の振興」に関しても、各県において、新しい産業の育成を担う課や試験研究機関を有し、各県に集積する産業等の地域資源や産業動向等を踏まえた様々な政策が打ち出されている。

2 中部地域における広域的な産業振興の取組

- ・東海3県やそれに静岡県・長野県を加えた5県、富山県と石川県の2県など、様々な枠組みで、企業誘致や産業クラスターの形成など、広域的な産業振興に取り組まれている。また、中部経済産業局が今回中部州のエリアとして想定した5県に係る広域的な産業振興政策を行っている。

(例) ・グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会

(構成員) 愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、賛同市、中部経済産業局、ジェトロ、(社)中部経済連合会、名古屋商工会議所、域内企業・大学・研究機関等

(活動範囲) 東海3県（愛知県、岐阜県、三重県）

- ・航空宇宙産業フォーラム
 (構成員) 中部経済産業局、愛知県、岐阜県、三重県、石川県、富山県、名古屋市、(一社)中部経済連合会等の経済団体、三菱重工業株など航空宇宙関係企業等
 (活動範囲) 中部5県(愛知県、岐阜県、三重県、石川県、富山県)
- ・中部産業振興協議会
 (構成員) (社)中部経済連合会、中部5県、名古屋市、国の出先機関、中部の大学、(財)科学技術交流財団
 (活動範囲) 愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県
- ・ほくりく健康創造クラスター
 (構成員) 文部科学省、富山県、石川県、大学・研究機関、民間企業等
 (活動範囲) 富山県・石川県

3 中部州(5県)の体制・取組

(1) 組織と所掌事務

【中部州 雇用・経済戦略局】

[総務企画部]

- 産業労働政策課 産業労働に関する総合的な政策の企画立案、総合的産業振興計画等の策定等

[産業部]

- 産業立地通商課 産業立地の推進、工業用水道事業
 - ・国際産業交流室 国際交流の促進(外国企業の誘致)等
- 産業科学技術課 産業技術・科学技術の振興、試験研究機関の統括、特許権等の産業財産権の創造・保護・活用の推進、産学官連携の推進
 - ・産業科学技術総合センター本部
 - ―― 産業技術センター(愛知地区)
 - ―― 産業技術センター(岐阜地区)
 - ―― 工業技術研究所(岐阜地区)
 - ―― 工業技術研究所(三重地区)
 - ―― 工業技術研究所(富山地区)
 - ―― 工業技術研究所(石川地区)
 - ―― 情報技術研究所
- 次世代産業課 新規・成長分野への展開支援及び競争力の強化(別に室が所管するものを除く)
 - ・次世代自動車産業室 次世代自動車分野の競争力の強化
 - ・航空宇宙産業室 航空宇宙分野の競争力の強化
 - ・部素材産業室 新素材・部材産業の振興
 - ・新エネルギー産業室 新エネルギー関連産業の振興
- 情報産業室 情報産業の振興

【中部州 企業庁】

[企業立地部]

- 企業誘致課 用地造成事業の経営計画及び企業誘致の促進
- 工務調整課 用地造成事業の計画・施行 など

(出先機関)

- 中部州東京事務所（企業誘致課） 首都圏における企業誘致活動
- 中部州海外産業情報センター（パリ、ニューヨーク、上海、大連、バンコク）
海外からの投資促進等の業務等

→ 企業誘致、先端産業・新産業振興に携わる中部州の職員数は、中部5県統合の効果や経済産業省（本省・中部経産局）からの受入れにより、それぞれ200名程度（現在の70%程度の人員で対応可能）、550名程度（現在の65%程度）と推計。

（2）産業振興の具体的取組例

【“中部州”全体の産業振興ビジョンの策定】

- ・産業振興に係る基本理念、大目標、方向性等を州全体で共有するための、中部州全体を見据えた統一的な「中部州産業振興ビジョン（仮称）」を策定
- ・事業分野や課題毎に、民間のプロフェッショナルも多く参画するプロジェクト・チームを設置するなど、官民のパートナーシップによるPDCAサイクルを構築

【「グレーター・ナゴヤ」を凌ぐ中部ブランドによる戦略的な企業誘致】

- ・「Central Japan, “CHUBU”, Japan’s industrial heartland」（日本の真ん中「中部」、日本の産業の中心地）の旗印のもとで、海外から企業を誘致
- ・現在の海外駐在員事務所の機能強化を図り、「中部州領事館（仮称）」として、海外5都市（パリ、ニューヨーク、上海、大連、バンコク）に設置
- ・中部州政府（本庁）において、外国企業に対するワンストップ・トータルサービスを提供できる体制を整備
- ・外国企業に対する立地補助金や税負担の軽減（現在の国の施策を上回る水準に）。特に法人実効税率はアジア諸国並みに引き下げ（法人関係税に対する地方税のウェイトを大きく高める制度改革が行われることを前提）
- ・リニア中央新幹線の開業（東京ー名古屋）を見据えた首都圏からの本社機能、研究開発機能（R&D）を戦略的に誘致。民間企業OBを東京事務所の企業誘致担当のトップに据え、「企業誘致コーディネーター」として活用

【海外からのハイレベル人材“輸入”プロジェクト】

- ・一国の大統領や首相にも匹敵する中部州の首長（知事）自らが、世界の卓越した学者・研究者を道州の大学や研究機関に戦略的にヘッドハンティング

【中部州版EPAの締結】

- ・海外の国や都市、地域と独自のEPA（経済連携協定）を締結
- ・関税や特許等に関する事項については、州の自主立法権（条例）による法令の上書きを可能とするなど、ローカル・ルール設定について日本国と協議

【中部州内企業の国際展開支援】

- ・中部州領事館を通じて入手したアジア諸国をはじめとする海外の投資環境等に関する情報を州内企業に提供する情報サイトを創設
- ・中部州政府（本庁）と中部州領事館との連携による、海外進出事業の着手から海外企業との商談までの一貫した支援（1社に1人の専門家が専任のアドバイザー）
- ・中部州政府が、中部州の複数の部品メーカーが入居できる営業拠点を海外に確保し、低料金で貸出し
- ・世界の大規模展示場を毎年巡回する形で、中部州主催の大規模な見本市「“Made in CHUBU” 産業・技術博覧会」を開催、中部州企業の製品等を世界にプレゼン
- ・中部州内企業のビジネスチャンス拡大につながる途上国への積極的な開発援助

【産業クラスターの強化・連携の促進】

- ・現在の国立・県立大学全体を通じて、重複する学部や機能等を見直し・再編した上で、一つの法人（「中部州（立）大学法人」）の傘下に置き、戦略的に経営
- ・「アジア工科大学（仮称）」、ビジネススクール（専門職大学院）、「中部モノづくり伝習所」を創設し、中部の“モノづくり人材育成トライアングル”を構築
- ・世界で活躍できる人材・リーダーやイノベーションを先導する人材を輩出するための教育を、高等教育段階だけでなく、初等・中等教育を含め、各年代で実施
- ・グローバルに活躍できるための英語教育を充実（幼少期からの英語教育の導入等）
- ・（公財）科学技術交流財団の対象エリアを中部州に広げ、名古屋大学のヨーロッパセンター等の大学の海外拠点とも連携して、現在の「共同研究推進事業」の対象を国際共同研究まで拡大
- ・優秀な留学生をそのまま中部州内の企業に定着させるような誘導策（日本で学位を取った留学生には永久ビザを与える制度）の検討
- ・中部州人材の国際化を促す方策の検討（「大学の秋入学」への移行とそれに伴う「ギャップターム」を活用した短期留学や語学留学の奨励など）
- ・州内の大学・研究機関とのネットワークの強化など産業クラスター間の連携促進
- ・近隣諸国（韓国・中国など）とクロスボーダーで繁栄を享受していく仕組みについての検討

【中部州版「産業イノベーション総合特区」制度の創設】

- ・中部州独自の制度として、産業振興に対する総合的な支援（規制・制度の特例、税制・財政・金融措置）を行う。「国際競争力強化総合特区」（通称：「世界と闘える産業強靱化総合特区」）と「地域産業高度化・育成総合特区」から成る。
- ・法人税の軽減（アジアで最低水準に）、研究開発に対する優遇税制（現在、国が行っているものよりもさらに手厚いものに）、研究者の起業に対する優先的な公的融資、外資系企業の立地に係る徹底した規制緩和・撤廃など

【三つのモビリティ＜自動車・航空機・鉄道＞関連輸出の促進】

- ・次世代自動車、スマートシティ、MR J、新幹線、超電導磁気浮上式リニアモーターカー、HSST（常電導磁気浮上式鉄道）など、モビリティ産業の日本最大の集積地である中部地域からインフラやシステムを含めて輸出。州知事によるトップセールス。

(参考)

道州制を考える企画課プロジェクトチーム（DKP9）について

1. 目的

道州制に関して企画課若手職員の理解を深めるとともに、道州制の具体的なメリットを研究することにより、今後の道州制議論の一助となることをめざす。併せて、職員の政策形成能力の向上を図る。

2. メンバー

別添名簿のとおり

3. 活動経過

回	年月日	主な内容
第1回	H24.6.8	○キックオフに当たって（PT長からの趣旨説明） ○レクチャー ・「道州制議論のこれまでとこれから」 （1）道州制議論の経緯 （2）道州制とは （3）道州制で何がよくなるのか （4）道州制議論の今後の方向 ○今後の進め方
第2回	H24.8.1	○情報提供 ・「道州制推進知事・指定都市市長連合第1回総会」 について ○研究プランの発表・意見交換
第3回	H24.11.6	○情報提供 ・「地域主権型道州制導入の効果」（道州制推進知事・ 指定都市市長連合とりまとめ）について ○研究経過報告
第4回	H25.1.31	○情報提供 ・「道州制に関する最近の動向について」 ○研究経過報告・意見交換
第5回	H25.3.8	○研究結果報告・意見交換 ※名城大学昇秀樹教授が有識者アドバイザーとして 出席

(参考)

道州制を考える企画課プロジェクトチーム（DKP9）構成員名簿

氏名	グループ名	職名	備考
加藤 正人		分権・広域連携監	PT長
浅野 健太郎	企画第二G	主任	
加藤 裕也	地方分権G	主任	幹事
小島 逸平	広域連携G	主事	幹事
嶋田 有希子	地方分権G	主任	
服部 秀一	企画第一G	主事	
松永 亜紀	広域連携G	主事	
丸山 実博	企画第一G	主査	
横山 渡	企画第三G	主査	